

議案第 25 号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

区 分	報 酬 の 額	内 国 旅 行 の 旅 費	
		在 勤 地 外 以	在 勤 地 内
監 査 委 員	議会の議員のうちから選 任された委員 月額 33,000円		
	識見を有する者の中か ら選任された委員 月額 50,000円		

教育委員	委員長 55,000円 委員 40,000円 委員長職務代理者 37,000円	のも旅例朝職のび条三号旅 勤及る年5 特別給関和例 町で昭条規 朝員のに昭条規 三職の費(町に	車賃の 日当1,300円 及び旅 費額の
農業委員	委員長 55,000円 委員 40,000円 委員長職務代理者 37,000円		
固定資産評価 審査委員	委員長 8,000円 委員 6,200円	同 上	車賃の実費額
選挙管理委員	委員長 8,000円 委員 6,200円		
選挙長	1回につき 10,400円		
投票管理者	日額 12,300円		
開票管理者	1回につき 10,400円		
投票立会人	日額 10,500円		
開票立会人	1回につき 8,600円		
選挙立会人	1回につき 8,600円		
法律又はこれ に基づめら政 定め機関の に定属そ類 附員に員	日額 5,300円		
条例で定めた 附属機の関 に属のそ類 附員に員	日額 5,300円		
地区公民館長	月額 17,200円	の条三号旅 等する年67 職関す45第 町に昭条規 朝費(昭条規 三旅例朝)に 費	同 上
体育指導委員	年額 51,000円		
人権教育推進 員	月額 171,000円		
社会教育指導 社員	月額 130,000円		

国際交流員 (語学指導等 を行う招致 青年)	予算の範囲内で町長が定 める額	
---------------------------------	--------------------	--

附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
 ただし、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に係る報酬額の改正規定は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表内国旅行の旅費の欄の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。